

○短期入所サービス費

基本部分		
イ 福祉型短期入所サービス費	(1)福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)	(一) 区分6 (892単位)
		(二) 区分5 (758単位)
		(三) 区分4 (626単位)
		(四) 区分3 (563単位)
		(五) 区分1・2 (492単位)
	(2)福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)	(一) 区分6 (582単位)
		(二) 区分5 (510単位)
		(三) 区分4 (307単位)
		(四) 区分3 (232単位)
		(五) 区分1・2 (166単位)
	(3)福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)	(一) 区分3 (758単位)
		(二) 区分2 (595単位)
	(4)福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)	(三) 区分1 (492単位)
		(一) 区分3 (510単位)
		(二) 区分2 (269単位)
		(三) 区分1 (166単位)
ロ 医療型短期入所サービス費	(1)医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	(2,609単位)
	(2)医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	(2,407単位)
	(3)医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	(1,404単位)
ハ 医療型特定短期入所サービス費	(1)医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	(2,489単位)
	(2)医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	(2,277単位)
	(3)医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	(1,304単位)
	(4)医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)	(1,738単位)
	(5)医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)	(1,606単位)
	(6)医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)	(936単位)
ニ 基準該当短期入所サービス費	(1)基準該当短期入所サービス費(Ⅰ)	(758単位)
	(2)基準該当短期入所サービス費(Ⅱ)	(232単位)

短期利用加算		(1日につき 30単位を加算)
重度障害者支援加算		(1日につき 50単位を加算)
単独型加算		(1日につき 320単位を加算)
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき 600単位を加算)
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき 300単位を加算)
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき 500単位を加算)
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1日につき 100単位を加算)
栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)
	ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1日につき 12単位を加算)
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき 150単位を加算)
食事提供体制加算		(1日につき 48単位を加算)
特別重度支援加算	イ 特別重度支援加算(Ⅰ)	(1日につき 388単位を加算)
	ロ 特別重度支援加算(Ⅱ)	(1日につき 120単位を加算)
緊急短期入所体制確保加算		(1日につき 40単位を加算)
緊急短期入所受入加算	イ 緊急短期入所受入加算(Ⅰ)	(1日につき 120単位を加算)
	ロ 緊急短期入所受入加算(Ⅱ)	(1日につき 180単位を加算)
送迎加算		(片道につき 186単位を加算)

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×69/1000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×50/1000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×28/1000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +ハの90/100)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +ハの80/100)
		(1月につき +ハの80/100)

福祉・介護職員処遇改善特別加算		(1月につき +所定単位×9/1000)
-----------------	--	------------------------

注		
利用者の数が利用定員を超える場合	又は	従業者の員数が基準に満たない場合
×70/100		×70/100

注 一定の条件を満たす場合 +10単位

注 一定の条件を満たす場合 +100単位

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計	
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可	
注3 単独型事業所でない外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において行った場合	
イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×170/1000)
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×124/1000)
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×69/1000)
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +ハの90/100)
ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +ハの80/100)
注4 単独型事業所でない指定宿泊型自立訓練事業所において行った場合	
イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×57/1000)
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×41/1000)
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×23/1000)
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +ハの90/100)
ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +ハの80/100)
注5 単独型事業所でない指定共同生活援助事業所において行った場合	
イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×74/1000)
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×54/1000)
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×30/1000)
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +ハの90/100)
ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +ハの80/100)
注6 単独型事業所において行った場合	
イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×42/1000)
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×31/1000)
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×17/1000)
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +ハの90/100)
ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +ハの80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計	
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可	
注3 単独型事業所でない外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において行った場合 (1月につき +所定単位×23/1000)	
注4 単独型事業所でない指定宿泊型自立訓練事業所において行った場合 (1月につき +所定単位×8/1000)	
注5 単独型事業所でない指定共同生活援助事業所において行った場合 (1月につき +所定単位×10/1000)	
注6 単独型事業所において行った場合 (1月につき +所定単位×6/1000)	